

# 「LEC 新聞記事から選択式出題テーマを大予想！『井上ワイド2』」から 第44回社労士試験【選択式】健保法の出題が**論点的中**しました！！



## LEC教材掲載内容(抜粋)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

新聞記事から選択式出題テーマを大予想！『井上ワイド2』 p.89 (RM12287)

### 【収支の見通しの作成】

#### 第160条第5項

協会は、**2年**ごとに、**翌事業年度以降の5年間**についての**協会**が管掌する健康保険の**被保険者数**及び**総報酬額**の見通し並びに**保険給付**に要する費用の額、**保険料**の額（各事業年度において**財政の均衡**）を保つことができる**保険料率**の水準を含む。）その他の**健康保険事業の収支の見通し**を作成し、**公表**するものとする。

＜中略＞

#### 【厚生労働大臣による都道府県単位保険料率の変更】

#### 第160条

**第10項** 厚生労働大臣は、**都道府県単位保険料率**が、当該都道府県における健康保険事業の**収支の均衡**を図る上で不適当であり、**協会**が管掌する健康保険の**事業の健全な運営**に支障があると認めるときは、**協会**に対し、相当の期間を定めて、当該**都道府県単位保険料率**の変更の**認可を申請すべきことを命ずることができる**。

**第11項** 厚生労働大臣は、協会が前項の期間内に同項の申請をしないときは、**社会保障審議会**の議を経て、当該**都道府県単位保険料率**を変更することができる。

的中！

## 本試験出題はこうでした！

### 選択式〔問6〕 健康保険法

- 1 (前段 <略>) そのため全国健康保険協会は、2年ごとに、**C ⑩翌事業年度以降5年間**についての健康保険の事業の収支見通し等を作成し、その結果を公表することになっている。
- 2 厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における**D ⑦健康保険事業の収支の均衡**を図る上で不適当であり、全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の健全な運営に支障があると認めるとときは、全国健康保険協会に対し、相当の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更を申請すべきことを命ずることができる。厚生労働大臣は、全国健康保険協会が上記の期間内に申請しないときは、**E ⑩社会保障審議会**の議を経て、当該都道府県単位保険料率を変更することができる。